

## 令和3年 第1回 定例教育委員会 議事録

1 開催日時 令和3年1月28日（木）午後1時30分～午後3時32分

2 開催場所 豊見城市役所 4階 第1会議室

3 出席者

[委 員]

教育長 教育委員4名

[事務局]

教育部長 教育総務課長 学校教育課長 学校施設課長 生涯学習振興課長 文化課長 学校教育課参事 教育総務課総務班長

4 欠席者 なし

5 傍聴人 5名

6 教育長の報告の要旨 別添教育長業務報告

7 議題及び議事の大要 次のとおり

8 議決事項

- ・令和2年度（令和3年度進学予定者）豊見城市育英会奨学金の給付審査について
- ・豊見城市立与根体育施設の設置及び管理に関する条例の廃止について
- ・豊見城市立与根体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則について
- ・令和4年度文教施策と予算に関する要望調査について

9 教育長又は会議において必要と認める事項

## 第1回定例教育委員会 議事録

教育長	<p>これより第1回定例教育委員会を開催します。</p> <p>それでは、日程第1 会議録署名委員の指名であります。本日の会議録署名委員に1番委員を指名します。よろしくお願ひします。</p> <p>日程第2 会期日程ですが、1日としたいと思いますがよろしいでしょうか。</p>
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	<p>それでは会期日程は1日とします。</p> <p>日程第3 教育長の業務報告を行います。お手元に配付してある報告書をご覧ください。</p> <p>12月23日、人材育成基金寄附金贈呈式、これは豊見城市建設業協会からのほうからありました。</p> <p>12月25日、中央図書館（電子図書館について）、開始も含めて説明がありました。1,000タイトルということでの説明です。</p> <p>1月18日、業務調整ということであります、教職員業務改善検討委員会の事前の説明を受けております。</p> <p>1月19日、島尻町村教育長会定例会が行われています。島尻教育事務所で行いました。</p> <p>1月20日、南部広域行政組合、教育委員会定例会が行われております。</p> <p>1月22日、令和2年第2回沖縄県都市教育長会（Web会議）が行われました。私も初めてのWeb会議でちょっと緊張しましたが、何とか自分の発表の部分は行うことができました。</p> <p>次のページになります。次のページは、1月22日は企画のほうから施政方針の説明を受けております。以上が私の日程報告となります。</p> <p>日程第4 議案第1号 令和2年度豊見城市育英会奨学金の給付審査についてであります。審議の前に、この議案につきましては個人情報が含まれておりますので、個人情報保護のため非公開とさせていただきたいと思いますが、委員の皆さん、よろしいでしょうか。</p>
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	<p>それでは非公開といたします。</p> <p>それでは事務局のほうから説明をお願いします。</p>
教育総務課長	<p>教育総務課のほうから説明をさせていただきます。議案第1号、令和2年度、令和3年4月に大学のほうに入学します生活保護を受給されている家庭のご子弟の育英会奨学金、これは返還を要さない給付金に係る審査ということであります。裏のほう、裏面のほうをお開けください。</p> <p>今回の申請、生活保護世帯ということで [REDACTED] の</p>

	ほうに■さんが希望されて、届け出たということです。評定平均■で、推薦学校からも良好だということあります。将来の目標は■で、その他は日本学生機構からの入学後、奨学金も受給しておりますので、本市の奨学金については入学準備金に相当する額ということでありますので、30万円給付の決定をすることが適當だということで、今回議案を提案させていただいております。よろしくご審議をお願いします。
教育長	それでは委員の皆さん、質疑をお願いしたいと思いますが、どうぞ。疑問点とか、そういうのも含めて質問をお願いします。
2番委員	特に問題がなければ、いいんじゃないですかね。
教育長	じゃあ進めて…。
4番委員	ちょっと気になるんですけども、今コロナ禍で学生たちも大変厳しい状況ですけれども、ありがたいことではあるんですが、入学後は経済的に、生活は大丈夫なんでしょうか。これだけの額でも。
教育総務課長	今回これは、この■さんについては日本学生機構からも奨学金、これも給付になっています。当然生活費も含んで一定程度の額が入学後、入ってきます。ただ、この学生機構の奨学金に関しては、入学前にについての支給がないものですから、本市の奨学金の30万円を給付して、ここが支度金というような、入学準備のための費用に使っていただけるお金ということで給付対象としているところでございます。
4番委員	学生機構というのは幾らの給付があるんでしょうか。
教育総務課長	学費についてはほぼカバーできる、免除になるような額になるというふうに考えております。あと若干の生活費が出るような形での給付内容だというふうに考えております。
4番委員	生活保護世帯だから大変厳しい、それでもね。気にはなったものですから、特に問題はないんですけども、気になって質問しました。以上です。
教育長	進めてよろしいですか。 それでは議案第1号 令和2年度豊見城市育英会奨学金の給付審査について、提案どおり決定してよろしいでしょうか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	それでは日程第5 議案第2号 豊見城市立与根体育施設の設置及び管理に関する条例の廃止についてであります。事務局より説明をお願いします。
生涯学習振興課長	それでは日程第5 議案第2号 豊見城市立与根体育施設の設置及び管理に関する条例の廃止について、説明を申し上げます。

	提案理由につきましては、与根体育施設設置地において、土地区画整理事業の施行に伴って、土地利用の変更を行うため、条例を廃止する必要がある。これが本案を提案する理由でございます。当議案につきましては、令和2年10月23日の令和2年第14回定例教育委員会にて審議し、可決されたことを受けまして、12月の市議会へ提案したところ、否決という結果になっております。今回、3月市議会へ再度提案したいため、教育委員会の承認をいただきたく、提案しているところでございます。以上です。
教育長	この議案に質問のある方は挙手でお願いしたいと思いますが、どうぞ。
2番委員	ちょっと質問ですけど、今説明があったように前に我々、教育委員会の中で採決したと思うんですけど、また再度この協議するという話も前に聞いたんですけど、特に内容が変わってなければ協議する必要はあるのかなと。要するに、次の議会で提案するための議題になると思うんですけど、我々としては、教育委員会議としてはこの内容が特に変わらなければ、協議の必要があるのかなというところがちょっと疑問なんですね。
教育総務課長	同じような議案を何度も出すということは、今現在、想定しづらいところでは…、現在起こっている状態ではあるんですけども、この議案につきましては、その都度上げていくというのが原則になっています。例えば廃案になることもありますし、いろんな場合がありますので、その都度上げる必要があるときに議を諮ってしていくことであると思ってています。 あと今回の案件に関しては、これまで議論の中で1番委員のほうからもこの議案についてはその都度議論をしていただきたいというふうな要望が寄せられておりまして、委員会の中で教育長のほうからも、じゃあその都度やることが適當であるので、議論をやりましょうねということで、これまで複数回、同様な議案で議論をしてきている経緯があると理解しているところです。法的には、議案ですのでその都度、同じ議案であったとしても前回の議案とは番号も違いますし、意味も違いますので、そういう意味での、毎回同じではありますけれども、違う議案だという言い方になるのかなというふうに考えています。
教育長	ほかに質問ありますか。はい、どうぞ。
3番委員	詳しいことはよく分からんんですが、否決された理由をお聞かせいただければありがたいんですけど。
生涯学習振興課長	12月市議会の議論の中で、この反対の主な理由としましては、まず豊見城中学校サッカーチームの活動場所について確保すべきであるということ

	です。2つ目につきましては、市内にサッカー専用施設がなく、その代替施設の確保についてめどが立っていない中では区画整理事業を進めながら、現施設を機能回復すべき。つまりサッカー場を残すべきであるというふうな意見がございました。以上です。
教育長	ほかにありますか。はい、どうぞ。
3番委員	これまでいろいろ否決されたときの理由がありますよね。それに対して、いろいろとこちらで私たちも、前回もなぜそうなのかという理由を聞かせていただいたんですけども、理由はほとんど一緒ですね。その否決されている理由が、要するにこのサッカー場を確保されていないとか、あるいはサッカー場を残す必要があるという一連の理由が、その前の否決の理由にもなっていたかなと思うんですけど、これに対する対応策というのは、これまで出てきていたもの以外には、今のところ出されていないということですか。
生涯学習振興課長	今回12月でしたけれども、その前の9月議会につきましてはサッカー場の整備をほかの場所でできないかという議論もございました。今回は少し、若干変わったといいますか、現地においてサッカー場を残せないのかということでの議論がされていると認識はしています。その対応策につきましては、前回説明しました内容と同じでございます。
教育部長	前回までは豊見城中学校運動場の工事をしておって運動場が使えなかった状態なんですが、現在は3分の1より小さい面積ではありますけど、運動場を今解放しております。これについては、我々が議会の中でも答弁したものが一つはできたかなというふうに考えています。
教育長	ほかにありますか。
2番委員	いいですか。同じことを私は言っていると思うかもしれません、要するに条例廃止かどうかと議題なんかも出るんだけれども、当の子どもたちを含めたサッカーユニット関係者は、この代替案について納得していないんですか。納得しているんだったら、それと条例廃止とは関係ないのかどうか。
生涯学習振興課長	サッカー関係者でございます、サッカー協会から嘆願書が前回出されているというふうにご説明しましたけれども、その中でサッカー協会の会長としましては、陸上競技場が整備された中で、そこを大いに使わせてほしいというような話もございました。あと、サッカー専用施設はやはりほしいという発言もされておりました。
2番委員	ということは、代替案としては、この子どもたちを中心とした、このサッカーユニット関係者としては、代替案についてある程度賛成している？ 全くこの案ではできないよということで、条例の反対につながったのか。

教育部長	サッカー協会をはじめとして、豊見城中学校のサッカーチームの保護者等も含めて、代替案に反対ということではございません。先ほどから言っているように中学校のグラウンドも使えるようにしていきたい。当然工事を早く終わらすというのが、一番ベターだとは思っています。陸上競技場も可能な限り使っていただく。そういう方向性で話はしております。あれも駄目、これも駄目という話はございません。我々教育委員会は、これは事務方として社会教育、学校教育の向上を図るのが我々の仕事だというふうに考えております。ですから代替案、今できることはあります。当然将来において必要であれば、そういう議論をしっかりとやっていかないといけないかなと。少し薄かったかなという、私は反省している部分もありますので、今後そういう取組もししようというふうに考えております。
教育長	ほかにありませんか。どうぞ、はい。
4番委員	ちょっと話を戻して考えてみると、たしか8月の議会で私傍聴をしましたけれども、そのときの条例案に反対する理由として、やっぱり豊見城中学校のサッカーチームの生徒の練習場の確保ができないというのが主な反対理由ではなかったかなというふうに私自身は理解をしております。その後に、いつでしたかね。その後、教育会議があつて、その件が出まして、私のほうから議会のほうでも代替案についての確保ができるという話をしていましたので、そのことを総合教育会議の中で、あるならば11月27日の教育委員会のほうで、その代替施設についての話し合いをしていただきたいという提案もいたしました。あれからもう大分時間は経過していますけれども、今、豊見城中学校のグラウンドのほうが一部完成をして使用しているという話を聞きましたし、たしか前回の会議の中で与根漁協についても使えるという話を聞きました。陸上競技場も協会サイドのほうもオーケーしているというふうに聞きましたので、大分状況が変わってきたのかな。となると、代替施設についてはこれだけあれば可能かなという感じもいたします。私が懸念していた部分が、大分解消されてきているのかなと思ったりもしています。
教育長	ほかにありますか。どうぞ。
3番委員	これは以前に私が質問したことの繰り返しにもなるんですけど、この条例を廃止する、しないで、何か変わることはありますかということを質問した記憶があるんですけど、条例を廃止しなくても工事が進むというようなお話を記憶しているんですが、それって言うのはどういうふうにしてお話を進むのかなと。条例が廃止する、しないによって、この工事をどのように進めるのかというのは、どこでどのように進めら

	れるんですか。
教育部長	<p>まず土地区画整理事業とは何かということなんですが、これは道路を造ったり、公園を造ったりして、土地の利用の増進を図ることで豊見城では宜保地区とか、豊見城地区とかがやられているわけなんですね。その目的を達成させるために造成工事をやったり、道路工事をやったり、公園工事をやるわけです。次に土地区画整理組合、施工者ですね。では施行者の役割は何か。この土地の造成をしたり、今回は市のほうで道路を造ったりとかあるんですけど、いろんな手法があるんですね。そういうものをやるのが彼らの目的なんですね。ですから、土地区画整理法に基づいて手続をすることは、私は可能だと考えております。こういうふうに施工をやりたいんだけど、皆さんでやりますか。組合にさせますかとか、手続を取るのはできる。ただし、これは地権者の意向が反映されていくわくですから、地権者の考え方によっては、手續は取れるけど、その結果はできる、できないというのが出てくるわけなんですね。これが組合の話です。では宅地の増進をするのは誰か。これは地権者なんですね。地権者は自分の土地を有効利用しようということを考えます。将来の計画もつくります。3月から7月までは、この土地利用については見えるものがあったんですね。これが何かと言ったら、沖縄県の再生医療です。次の新たな土地利用はこれにしますよ。ですから、条例の廃止は必要なんですね。ただし、私が考えるには区画整理法に基づいて工事を進めて地権者の同意が得られるんであれば、この条例は土地利用の増進に係ると。区画整理の工事に係るんじやなくて増進に係ってくる話だから、その目的に沿うような時期に廃止をしてもいいというふうには考えております。ただ、今回事前に、要するに工事が入らない前に議案を上げるということについては、これはあくまでも再生医療だけではなくて、都市計画法に定めた地区計画なので、次の土地利用の方針が決まっているので、私は上げるべきだと判断をしております。事務方としては、その準備をして提案をさせていただいております。</p> <p>次に代替地の話です。さっきも話させてもらったんですけど、今は既存の施設で可能なところというふうに考えておりまして、条例が廃止されなくとも区画整理事業が進みます。さっき言ったように、次の土地利用、新たな土地利用の前までに条例を廃止すればいいわけだから、その間は使わせていただけないかというような協議をしていきたいなというのが再生医療のときだったんですね。今もその考えは変わっていません。次の新たな土地利用に進める、これが進んでいくよというまでは使わせてもらえないかなというのも一つあります。既存の施設を使って、豊見</p>

	<p>城中学校の工事は早く終わらせる。陸上競技場も可能な限り使っていただく。そういう手法も取っています。ただ、専用施設としてはなくなるわけなんですね。これまで議会で答弁してきたのが、長嶺グスクの公園。これは公園緑地課というところがやっておりますが、事業計画書を確認させてもらいました。失礼、基本計画です。事業計画があつて、次に基本計画が来るんですけど、基本計画の中にはちゃんと体育施設の基準に合つた、あそこは地形がこんなるものだから、平面がたくさん取れないんですね。ただしちゃんと基準に合つた、最小なんですけれども、最小の基準に合つたサッカーができるエリアの確保をされているんです。あとは運用なんですね。実はここは総合公園という都市計画の名称で定められたものだから、体育施設を表に、名に出すことが多分できなかつたんじゃないのかなというふうに思っています。これは都市計画で定める運動公園であれば、サッカー専用、野球専用、野球場ということが書けたんでしようけどね。これは私の考え、憶測です。そういうこともあって多目的広場という位置づけになっています。確かに専用ではありません。ただ、この運用の仕方を、みんなが仲良く使うルールをしっかりとすればサッカーもできるし、保育園の子どもたちが遊ぶこともできるだろうというふうに考えております。ただ、やっぱり専用の施設がなくなるということになりますので、将来の社会体育施設の在り方、やはり教育委員会としてはしっかり議論をするべきかなというふうには考えております。以上でございます。</p>
教育長	ほかに質問ありますか。
3番委員	もう一件よろしいですか。ごめんなさい。よく分かっていないところで、都市計画の中の一環としてサッカー場を含む、この部分の廃止を進めていくという、今現在、この都市計画の中に入っているということなんですか。
教育部長	区画整理ですか。公園ですか。
3番委員	今の与根のサッカー場は、今お話しあったように再生医療の状況で申請していたという部分と、併せてそのサッカー場が今現在は、市の何かの計画の中に入っているということなんですか。ごめんなさい、よく分からなくて。
教育部長	さっと話をしましうね。本土復帰が昭和47年ですね。本土復帰に合わせて、日本国の大法が沖縄は適用されていくんですね。その中に都計法も区画整理法もあるんですよ。その時点で当時の豊見城村は那覇広域都市計画区域というところに入っていますから、都市計画法の網をかぶった地域になっています。それをかぶっていない地域もあります。国

	<p>頭村とか、大宜味村とかがあります。ですから全域が都市計画法の網がかぶされている。個別個別を見ていくと与根の区画整理事業、まず基本的には組合施工でやっておりますので、区画整理法に基づいてこの施工がされています。土地区画整理法に基づいて組合の設立とか、事業のやり方とか。その上に、当然こここの土地利用をどういうふうにしたらいいかという検討がされていくわけなんですね。それが地区計画になります。この地区計画というのは都市計画法に定めがあって、それに基づいて手続が踏まれていく。ですからここは、要するに都市計画の法律の規定はかぶさっていると、建築物を造るに当たっては、そういうところになっているんです。</p>
教育長	<p>ほかに質問ありますか。</p> <p>じゃあすみません。司会が議事進行の立場で、私のほうから意見を述べさせていただいているのですか。じゃあすみませんが、まず私自身は反対ということはこれまで述べたとおりとおりですので、これまでの経過を踏まえた私自身が、なぜ条例廃止に反対するようになったかについて、これは以前、4番委員からも疑問が出されていましたので、いま一度説明をさせていただきたいと思います。</p> <p>2月の定例委員会では、この2月というのは去年の2月ですね。初めて、第1回の提案をしたときになります。私を含めて全会一致で廃止条例に賛成をしています。そのときは、与根体育施設の条例を廃止しないと区画整理事業に支障が出ると私自身は思っていました。区画整理事業を担当する市街地整備課は、今も条例を廃止しないと事業に支障が出るとの説明は変わっていませんが、私なりに区画整理法を調べ学ぶ中で、与根多目的施設条例を廃止しなくとも区画整理事業は進められるということを確認しています。また、議会で先ほど話がありました長嶺城址総合公園整備事業なんですが、私自身は向こうのほうにサッカー専用施設ができると思っていましたが、具体的には専用施設ではなく、サッカーのできる多目的施設。そしてさらに完成が令和8年という答弁が議会でありました。このような経過を踏まえて、私自身は12月の議会での合同審査では、12月の定例教育委員会で配付しました会議録、これは前回会議録を配付したとおりであります。私が直接参加するとともに、これまでの経過を述べております。これを踏まえまして、ちょっと整理をしました。まず1番目ですが、サッカー専用施設がなくなることは、あってはならないと私自身は思っています。現在、陸上競技場のフィールド内、学校開放施設としての長嶺小学校、豊見城小学校に設置された夜間照明、漁港施設、代替施設の対応はおおむねできています。しかし平成元年度</p>

に造られた多目的施設は、平成10年度には自治宝くじの助成事業で8,000万円の助成を受けて、現在の夜間照明つきのサッカーの専用施設となつた経過を重く受け止める必要があるというのが考えます。実際に31年にわたって市民に利用されたこの施設を、代替施設の建設なしに廃止することは非常に困るなということで判断をしています。また、平成元年度にこの施設を造った私と私の上司の思いは、スポーツ振興を願うものであったことを述べさせていただきます。

2番目になりますが、与根区画整理事業における補償の範囲内で再整備はできる。通常、区画整理事業は委託費、工事費、補償費を補うため、減歩によって保留地を生み出し、その処分によって事業全体にかかる費用を生み出す仕組みで構成されています。仮換地の指定を受けて物件補償費が権利者に支払われることとなります。その補償費の範囲内で組合に再度整備をお願いし、縦90メートル、幅68メートルのサッカー場の再整備は可能であると考えています。なお、既に廃止された野球場の一部は教育委員会の管理下にあり、豊見城市公有財産の規則上も可能あります。また、除却移転に当たっては組合に補償工事としてお願いすることが望ましいのかというふうに考えています。ただし、最終的には補助執行という規定の中でやっていますので、市長の決裁が必要であることは承知しております。

3点目になります。与根西部地区区画整理区域内における建築物の制限。先ほども出ておりました。に関する条例の改正についてであります。上記の議案は令和2年9月議会で上程され、可決されました。この条例によって新産業地区1及び2、健康増進地区1及び2、いずれにおいても工場としての土地利用に変更はありませんでした。再生医療施設は工場として位置づけられることから、どの場所であっても建築は可能あります。新産業地区1は特に広い面積であります、20ヘクタールあります。多くの土地も残っております、建築は可能ではないかというふうに考えております。ですから、与根体育施設条例を廃止しなくても誘致できる場所はあるというふうに考えています。

4つ目です。再生医療の誘致を目的に与根多目的施設条例の廃止を提案する時期は適当ではないんじゃないいかというふうに考えています。それは、再生医療施設はこれまで述べたとおり令和4年以降、沖縄県が策定する第5次振興計画に位置づけることが明らかになっています。再生医療の誘致を目的とするのであれば、どんなに最短であっても、まだ2年以上はあるのではないかというふうに考えています。ですから、この時期、早目にこういう廃止をすることが本当に妥当なのかについて、

	<p>私自身は疑問を感じている次第です。</p> <p>以上が私自身の反対意見となります。これは私の私見を含めて、足りない部分もありましたら、また委員の皆さんも意見も拝聴したいなとうふうに思っております。以上です。</p> <p>どうしましょうか。もう進めてよろしいですか。それとも、もう少し質疑しますか。はい、どうぞ。</p>
3番委員	<p>教育長のお話の中に、代替計画が今のところないと。施設の計画がないという意見というのですかね。それから再生医療施設の、それは2年以上先になるので、その必要性はないんじやないかというようなお話があつたと思うんですけど、仮に何らかのこの建物を建てたいというときには、先ほど教育長のお話の中にあつたように、それ以外にも土地利用できる場所はあるということなんですか。</p>
教育長	<p>すみません、まず代替の話をしましうね。代替というのは、先ほども私が述べたように教育委員会としてはあらゆる場所を点検して、使えるような状態にしている。これはそのとおりです。我々も部長を中心にして、非常に努力をしてきましたので、この代替というのは専用施設がなくなるということで認識をお願いしたいと思います。そして、再生医療施設については新しい区画整理事業をやっている場所、ご覧になると分かると思うんですが、シーサイドだったり、そばにある中央病院の跡だったり、あの一帯が新産業地区だったり、この土地利用の地区計画が定められた区域ですので、そういう地区からするとそれだけのニーズがありますよという意味合いです。以上です。</p>
4番委員	いいですか。
教育長	どうぞ。
4番委員	<p>教育長は今の廃止をしないで、そのまま生かしたままで工事は進めていく。その際にサッカー場の真ん中から、たしか218号線でしたか、通りますよね。通るということは、それは工事を進める中で当然道になるわけですよね。進めながらにして、サッカー場としてそれが使えるのかどうか。</p>
教育長	<p>まず218号線は、既に道路として換地されています。ですから、土地利用上は区画整理事業の中で、ここは道路ですよという確認をすることができます。ですから土地は準備されているという認識でお願いします。ただし、そこにサッカー場の工作物、フェンスがありますので、この工作物の移転の手続が必要になります。ですから、この工作物の手続については、さっき私が市長の決裁と言ったのは補助執行規定がありまして、補助執行というのは市長の権限に関する事項を教育委員会に補助執行し</p>

	ますよ。代わって皆さんでやってくださいというのがあるんですね。これは教育長及び教育委員会の職員になっています。ですから、さっき私が言いました最終決裁は必要ですというのは、調整や協議は我々が可能になります。調整は協議はですね。しかし、それは最終決済は必要ですよという部分だけは、これはありますので、あえて私はそれを今述べています。
教育総務課長	教育長、広さの問題を多分気になさっている…。
4番委員	それです。道路を造つたら練習場がもう確保できないんじゃないの？という、そういう心配。
教育長	10月の定例教育委員会の中ででしたかね。90メートルと幅68メートルは確保できますということで、たしか10月の教育委員会の中で、その説明を1回したと思います。私が組合委員に行くときの話も含めてですね。道路が走って切れるものですから、確かに二分されるのはあります。ただ、私が先ほど言ったのは野球場の残地が残っているので、その残地を含めると、今そういう広さが確保できますよということでお願いします。
教育部長	教育長、よろしいですか。今の話は物理的な話ということでいいんですね。要するにさっきから教育長がおっしゃっているようにこれは補助執行なんで、最終の決定権者は市長にあるということになります。言っているように、当然その事業は教育委員会でやりなさい、職員でやりなさいねということになっていますから、我々はこういう案を出していきますけど、最終的に決定するのは教育委員会内部ではなくて、市長だと。これはご理解いただきたい。
4番委員	物理的には、今、野球場の一部があるから、それをつなげば面積そのものはサッカー場としても使えるということですね。
教育長	はい。それと現サッカー場の利用状況をちょっと説明しますと、これはコロナ禍が始まる前なんですが、令和元年度になりますが、利用団体が20団体あって、利用回数が356回あります。ですから、夜間照明ということがあって、結構利用度は高いということが考えられています。ただし、仮に再整備した場合は夜間照明をそのまま使うことができなくなるというふうに考えていますので、昼間の利用になるのかなというふうに考えています。ですから、今は夜間だからある程度、利用度は高いということになるという認識でいいと思います。
4番委員	市道218号線の工事が始まっても、このサッカーの練習はできるという計画ですね？ 野球場のところも含めて。
教育長	野球場を含めると、それだけの再整備は可能だという認識を持っています。

4番委員	もうこの工事というのは始まっているんですか。
教育長	いえ、まだです。まだフェンスはありますので。この与根体育施設条例が廃止されていないので触れない状態です。今の段階では。
4番委員	廃止されないと撤去できない。
教育長	何らかの調整、協議が必要になりますので、その協議調整もしていませんので。
4番委員	じゃあ教育長は将来的には、このサッカーで今使っている専用場のほうを将来的には、そこにそのまま存続させるのか。あるいは、いつか将来的にはまたどこかサッカー場のほうを建設する、そういう計画でいるんですかね。
教育長	長嶺城址公園ができるのであれば、私自身も長嶺城址公園にできるものとして思っていましたので、その代わりはきちんとあるんだということで認識していたので。ただし現実には、専用施設ではないという話になっていますので、現時点では。ですから、その辺はもうどうなるのかというふうに。ただし、部長から今説明があったように、それに近いものであるという考え方も一定部分は否定できない。ただ、完成が令和8年なんですよ。今のところは。それが早くなる可能性があるのかどうなのかというのは、事業が今進んでいませんので、それはちょっと担当ではないので全く分からないと言うほうが正しいでしょうね。はい、どうぞ。
3番委員	些細な疑問ですが、確かに私もこのサッカー場が課題というか、私たちの話し合いの事項に上がったときに、どういうところかなということは実際にその周辺も私は見に行きました。サッカー場がどうなっているか、それから野球場が半分ですかね、大きな流通センターみたいな建物が建っていたりとか、あるいはこの海岸線とか、あるいは与根漁港とか、一通り話の材料として見に行きました。そのときにサッカー場のちょうど真ん中から道路が通るというところで、それがどういう状況になるのかなというところも大体この辺かなと、憶測ですね。かなと思いながら確認をしてきました。そうなったときに専用サッカー場としてぜひ残したい。残さなければならぬというところの部分で、その道ができたときのちょうど半分半分、こんな感じかな。なるだろうという予想の中で、専用サッカー場として成り立つかなというのが私の第一の疑問でした。今日というのか、これまで出された資料とか、あるいは今日出された資料と部長の説明の中で、結局この専用サッカー場としてまたやるためにには、この部分の工事をしなくちゃいけないということなんですよね。その工事をする際におおよそ、またどれぐらいの期間が必要で、その専

	用サッカー場としての機能を果たすのにどれだけの費用と、分かりませんよ。期間と、そういうのが必要なのかということと、あとは今現に長嶺でした？どこでした？でやっている、その計画と併せてどうなつか、いろいろ考えました。今のお話を聞いて考えたところなんですけど、でも私の頭の中では予想というか、大体どれぐらいでどうなっていくのかなというのがよく分かりませんが、もし仮に道路…、道路はまだ工事が始まっていないんですよね。この道路は条例を廃止しなくてもできるものだと理解していいですか。
教育部長	私はそう理解しています。土地区画整理法という法律に基づいた手続が順調に行けばです。さっき言ったように、これは施工者である組合が地主さんに対して照会をかけるんですね。そのときに地主さんがノーと言ったら、これは動きません。
3番委員	その地主さんたちという、その補償みたいなのが何かされているんですか、それでは。
教育部長	はい、事業計画をつくりますので、その中で算定をされております。実際現場に入るときに、詳細な設計が入ってくと。これは施工者のほうでります。
3番委員	じゃあそれに関連して、この条例の廃止とか、そういうことに関するお話もそこではされているわけですよね。そこに関わる人たちには、条例を廃止する、しないというお話は。
教育長	組合のほうにですね？
3番委員	はい。
教育部長	組合とは、はい。
3番委員	組合としては、どういう意見でしたか。
教育部長	組合は条例の廃止した後に手続を踏んでいくという考え方だと思うんですね。だけど先ほどから私が言っているのは、組合は造成工事や道路工事をするのが役割なんですね。ですから、土地区画整理法に基づいて手続を踏んで、地主が了解であればそれはできるだろうと。私は区画整理法をそういうふうに解釈をしております。次に、じゃあ土地利用をするのは誰か。地主さんなんですね。地主さんが土地利用をするに当たって、当然こういう土地利用もしたいよねという方針が決まるわけです。去年の7月までは見えていたのが再生医療、これがなくなったから、では方針がないのかということではないんですね。先ほど私が言っている地区計画と、土地利用の方針は定められているわけです。ですから条例を廃止すべきじゃないかという私の見解なんですがね。
3番委員	この道が通った後の野球場の残りの半分といいますか、そこと、たし

	かここには木とか何かあったかなと記憶しているんですが、そこも全部撤去しないと、いわゆる今言っているところのサッカー専用施設というのが、また新たに造られていくというふうに考えていいわけですか。
教育部長	整備をすることを前提にすると、障害物を取らないとサッカーができないはずですから、障害物を取り除くということになると思います。
3番委員	サッカー専用施設としては、機能としては成り立つと？
教育長	現在の大きさで90メートル×68メートルですから、現在の大きさと同じものは造れるということになります。
3番委員	その長嶺の今造ろうとしているところの大きさは、どのくらいの大きさなんですか。その多目的という…。
教育部長	縦は確かに90メートル以上はあると記憶しています。横はちょっと小さかったんじゃないかなと。ただ、これはちゃんと基準書に基づくものにはめているかと聞いたら、はめているよという話をしていましたので、できないということではないです。サッカー場としての位置づけはできるんだろうなというふうに理解をしています。
2番委員	いいですか。
教育長	はい、どうぞ。
2番委員	今、この専用サッカー場を造る予定ということで、造れたらもう、別に専用サッカー場はこっち決定と話は進んでいるの？あの長嶺。
教育部長	長嶺は基本的に、事業側は専用とか言わんと思います。都市計画法に基づいて多目的公園という位置づけで事業認可をもらっているので、多分それは、もう最後まで踏襲すると思います。ただし、さっき言ったように運用なんですね。どういうふうに使わせていくか。
2番委員	じゃあ別に、サッカー専用施設もないといかんということ？考え方としては。
教育部長	要するに専用という本流で行くんであれば、将来においてそういうのが必要であれば、やっぱり教育委員会としては協議して、検討して行動に移す、これが必要かなと思っています。
教育長	2番委員、私が即サッカー、うちの事業を潰すんだったらそこにも造れという細かい調整まで、実は私が経済建設部長時代にやっていたんですよ。ですから私は当事者なんでそういう思いがあって、代わりは造ってくれよという対応は私自身がやってきました。ですからぜひ造ってほしいという思いもあって、今後も一生懸命また代わりは造ってほしいということは要望していきたいと思っています。どうぞ。
4番委員	グラウンドとは別にして、教育長は再生医療施設のほうは、必ずここじゃなくてもいい。別に用地のほうは候補はあるということをおっしゃ

	つていましたけれども、この候補の場所というのはどの辺をまず考えているんでしょうか。
教育長	まずこの後ろ図面を見ればよく分かるんですけども、実はこの真ん中に中央病院があるんです。
4番委員	医療センターね。
教育長	医療センター、そこも同じように土地利用上は使えます。ここはもうほとんど中央病院が入っていていっぱいになってきてはいるんですけど、こここの土地の利用。もう一つ、向かい側にシーサイドと、昔ゴルフ場があった場所がありますよね。あっちのほうに1、2があって、そこも土地利用上は工場等を造れる形になっていますので、可能だというふうに考えています。
4番委員	それもまた不可能ではないと思いますけれども、恐らくここに持ってきたのは、サッカー場に持ってきたのは、友愛医療センターとの連携というのですか、そういうものも含めて、この一帯に全部関連施設のほうを設置するという、そういう大きな狙いがあって、そこに白羽の矢が立っているのかなというふうに考えているんですけども、場所が別の場所に移ると、その連携という意味ではかなりもったいないという気もしますね。
教育長	それは4番委員の考え方なんで、それはそれでどうぞ、いいと思います。これを否定する話を私はしませんので、それぞれそういう思いのものがあると思いますので。
4番委員	私はまた友愛センターがでっかくそこに移転したから、ちょうどいい場所にできたなど。友愛センターのほうにも、培養何とかというのが新聞にあったので、そういう連携プレーができる、いい場所にこの施設ができるなという期待は持っていましたので。 ただ、一番の問題点は豊見城中学校のサッカーホールの練習場の代替施設の件が主な理由だったので、これが今の時期になって学校のグラウンドが利用できるとか、陸上競技場が利用できるとか、そういうのが整つたから、そういう問題点が解消されたので、もうこのまま原案どおりでいいのかなというふうに考えたんですけどね。
教育長	分かりました。あと、どなたか意見ありましたら。どうします？ もう採決しますか。どちらでも構わないんですが。
2番委員	採決したほうがいいと思います。私はそう思います。
3番委員	すみません。ここのサッカーホールが、要するに道路工事と併せて使えるない期間というか、いつでも使えるというわけじゃないかと思うんですけど、使えない時期とか、あるいは今言ったようにいろんなものを取り除いて、

	一つのものにするといったときの大体の期間といいますか。そういうのはめどとして、めどというのか分かりませんが。
教育部長	道路工事やフェンスを撤去する、木を伐採する、そういう工事の工程を組まないと正確なことは言えないところがあるんですね。あと現場は土出すから造成もしないといけない。雨が降ったら現場に入れないんですね。だからそういうものを加味したもので計算をしていかないといけませんので、今ここで具体的な期間をお示しすることは難しいと考えております。
4番委員	おおよその、おおよそ。
3番委員	難しいでしょうね。おおよそね。
教育部長	ただ一つだけお話ししておくのは、土地区画整理事業はちゃんと事業認可をもらってやっておりますので、その中には工事の手法とか資金計画もちゃんと位置づけがあるんですね。ですから、先ほどお話が出た補償費を取って、この取ったお金で事業の展開をさせていくという。だから区画整理法のほうが、現金化は運用されていると思うんですが、あと道路課で造る道路については国庫補助事業になっていきますので、そういういた補助金の張り付け具合にも左右されるということになります。
教育長	ただ、道路は6月以降だったかな。
教育部長	工程がうまく進めばですよ。道路申請とか、手續がいっぱいあるんですね。
4番委員	じゃあ簡単には、大分時間が要するような、ロングスパンになるんですね。どうなるかも分からぬような状況ですね、現時点では。
教育部長	教育委員会としてはお示しができないということです。事業課だったら出してきてできるかもしれません。国土交通省と沖縄県を通してやっているわけですので。教育委員会としてお示しすることができないということです。
4番委員	うーん。分かりました。
教育長	いいですか。進めてよろしいですか。 それでは議案第2号 豊見城市立与根体育施設の設置及び管理に関する条例の廃止について、提案どおり決定してよろしいでしょうか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	2番委員、3番委員、4番委員。1番委員はどうします?
1番委員	先が見えないから何とも言えないです。
教育長	じゃあ保留ということでいいですね。
1番委員	僕はもうちょっと。
教育長	退席という形で。じゃあ3人の賛成がありましたので、提案どおり廃

	<p>止条例については決定いたします。</p> <p>次に、日程第6 議案第3号 豊見城市立与根体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則についてであります。課長より一旦説明はお願ひします。</p>
生涯学習振興課長	<p>議案第3号 豊見城市立与根体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則について。</p> <p>提案理由につきましては、与根体育施設設置地において、土地区画整理事業の施行に伴って、土地利用の変更を行うため、条例を廃止する必要があり、これに伴い施行規則も廃止する必要があります。これが本案を提案する理由でございます。以上です。</p>
教育長	<p>先ほど廃止条例に賛成ということになりましたので、提案どおり廃止ということでよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」と呼ぶ者あり)</p>
教育長	続いて、日程第7 議案第4号 令和4年度文教施策と予算に関する要望調査についてであります。事務局より説明をお願いします。
教育総務課長	<p>教育総務課長のほうから説明させていただきます。これは令和4年度に向けて、国に対して内閣、もしくは文科省に対してこのような施策を展開してほしいということで、市町村教育委員会連合会から要望を出しているところでございます。毎回要望事項について確認がされていく中で、おおむね国、県、島尻で抱える文教の課題については、おおむね出されているものというふうに理解をしておりまして、その中で提出がされるというものになっております。案件を出すに当たりにまして委員会にかける必要もございますので、今回提案をさせていただいているところでございます。</p> <p>要望のほうですね、見ていただけたらと思います。議案の裏面のほうですね。議案番号の裏面のほうが要望事項になっております。一番左のほうから見ていただけると、新規、最重要、前年度より削除する事項ということで、おおむねどう変えていくか。加えるものはないかということでおしているところです。新規要望につきましては、おおむねカバーされていると考えておりますので今回上げておりません。ただ、一部審議過程の中で沖縄県に対して一括交付金がなくなることに伴って、例えば国際交流事業を存続してほしいとか、そういうことがありましたが、今回国に対しての要望ですので、ここは別の方向で要望していこうということで入れておりません。</p> <p>あと最重要につきましては、今ある項目の中で特に豊見城が大事だなと思っている項目ということで、本来は10項目程度に絞ってほしいとい</p>

	ことでありましたが、伸び盛りでいろんな課題を抱えているところでありますので、列記されているもの全てについて最重要だというふうに考えているということで上げたいというふうに思っております。おおむね指導主事の市町村教諭配置に関する助成、これは3番委員がご苦労されているところだと思ってはいるんですけど、そこも含めてのことだと、本市、各種文教施設についても老朽化、もしくは更新のタイミングが来ておりますので、それに対する助成に関するもの。例えば学校での各種支援員、スクールソポーターでの、その支援等ですね。そういうことを要望するということになっております。また、耐震化の工事だと、施設の補修に関する事。特に小中学校11校ありますが、建て替えはおおむね終えております。ただ、早い時期に建てておりますとみ、伊良波小、伊良波中については、やはり大規模改修、その他更新が必要な部分が出ておりまして、そういうことも含めて最重要だと考えて上げているということでございます。よろしくご審議をいただけたらと思います。
教育長	ただいま説明がありましたけれども、どうですかね。大体内容は全部含んでいるというふうに思います。これまでどおりでいいのであれば、そのまま決定していく方向でやりたいんですが、特に何か追加とか。どうぞ、はい。
3番委員	追加とかそうではなくて、確認です。最重要事項の中の上から7番目、スクールカウンセラーの全小中学校常駐配置と相談体制の充実ということなんんですけど、スクールカウンセラーが小中に常駐で配置されたとしても、市の今現在いる心の教室相談員とか、そういうメンバーはそのまま配置されるという理解でいいですか。それともスクールカウンセラーが常駐したら、もう心の相談員は市としては要らないということにはならないですか。大丈夫ですね。その確認でした。
教育総務課長	別のものだと考えております。ただ、常駐化に伴って、やっぱり何らかの役割分担の見直しだとかということは市の予算との関わりから言うと、求められてくる可能性はあると思っています。ただ、教育現場としては、やはり教育委員会としてはそこを重点に確保できるように、学校現場も支援できるような体制づくりというのは続けてまいりたいと考えています。
4番委員	関連して、全小中学校常駐とありますけど、現在どうなんでしょう。
教育総務課長	現在は中学校単位で、巡回ですね。
4番委員	巡回ですね。全小中学校に配置していないですよね。毎年そういったのが要望として上げられているんだが、一向に。もうこれはどうすれば、

	私も4年間とよむ教室にいたので、どの学校の先生方も、校長も常駐をお願いしたいというんだが、なかなか受け入れてもらえないというのは、どこが詰まっているんだろう。やっぱり国がそういう。
教育総務課長	国の状況はなかなか悩ましいところではあります、文科省につきましては、特に教育に関する事項はほぼ、この人の配置については先生の採用する幅が決まっております。その全体の枠の中で財務省と毎年、文科省は戦いながら、最近は35人学級に移していこうということで、子どもが減っているけれども、先生の数は減らさないような努力を今文科省はしているところだと。そういう際のところ取り組んでおりまして、まず先生が従前に確保できているところが1点ですね。あとプラスアルファーのところまで、まずその財源として確保できていないところが一番大きなところだなというふうに思っています。また、いずれにしても声を地域から上げることでしか、文科省としても新しい取組も、財務書と予算折衝をすることが難しいという状況もありますので、やはりこつこつと上げていく。これは全然実現していないわけではなくて、項目は少しずつ拡充されたり、認められてなくなったりしていますので、ここは地道に上げていくことを本市としては取り組んでいくということが一番大事なところかなと思っています。併せて、やはり市の財政状況も見ながら、これまででも補助員、支援員等も含めて今頑張って配置をしておりますので、どう守っていくか。もしくは、その組替えをする中で、どんな新しい課題に対応できるような支援員等を組み替えて配置できるかも含めて検討する中で、複合的な方法を使いながら解決する必要があるかなというふうに考えているところです。
4番委員	これは委員会としても、ぜひ増やすような方向で最大限努力をもらいたいと思います。本当にもう、4年間いて大変でした。スクールカウンセラーがいない。生徒も保護者も教員も、みんなが思っていたので、ぜひ頑張っていただきたいと思います。
教育長	4番委員、一応今、市の予算で3人は中学区には配置していますので、ゼロではありません。
4番委員	ただ中学校から小学校のほうに何時間あげますよって。しかし必要なときにいない。調整しないといけないとか、いろんな問題が複雑に絡み合っているので、心の教室相談室は非常にありがたいと思います。たくさんの相談件数があって、これは豊見城市は非常にいい方法だと思っておりもしておりますので、また引き続き気合いを入れてお願ひします。
教育長	ほかにありますか。
4番委員	それからとても気になっているのは、豊見城中学校とか長嶺中学校の

	プールはどうなっているんでしょう？
学校施設課長	長嶺中学校のプールについては、今、市の実施計画に要望しているところではあるんですが、今のところまだ不採択になっていて、今後も市全体のプールの在り方、要するに集約していくのかとか、将来的な計画を見据えながら、その実施計画の中で採択されれば進めていきたいと考えています。
4番委員	豊見城中学校はできたんですか。
学校施設課長	今、工事中。
4番委員	工事中。これも何十年前から。本当に私の子どもたちもプールを経験しないままにずっと。一応前進しているんですね。大変ありがたいことです。それから、あと養護教諭の複数配置というのはどういうふうに考えているんでしょう？ 1校、中学校は難しいところがありますが。
教育総務課長	この件につきましては、今先生方の配置については、全国から都道府県に先生方は定数が決まっていると割当てがあります。その中で、その割当てをするに当たって、おおむねどれぐらいの規模の学校だと養護教諭2名にしないといけない。例えば豊崎小学校ぐらいの規模、一番大きいところで2名ということで今配置されておりますので、そういう規模によって配置する数が、おおむね基準としてあります。ただ、沖縄県は離島県でもありますので、やはり人数が少ない学校へ職員を多く配置すると、その枠が減ってしまってないとか、そういったことがあります。毎年要望を上げたり、毎回島尻教育事務所を通してでも、教育長会を通して、そういう要望を上げています。事務職員も複数貸してほしい。児童生徒数が多いところ、また養護教諭もそうですね。そういったことは徐々に改善されつつありますが、まだあと何校か…。一応基準上は配置されています。豊崎小学校と伊良波中学校、豊見城中学校が基準上は2人いらないといけないということで徐々に、ここ数年で配置されているという状況です。
4番委員	すみませんね。それと全小中学校に適応指導教室のほうを開設し、加配教員を充てると。それも非常に4か年間で痛感したんですが、この辺の現状はどうなっているんでしょうか。
3番委員	適応指導教室、私が知っている範囲内で。豊見城中学校と、あとは長嶺が独自にやっていたと思うんですけど、今はどんなですか。
4番委員	箱はあっても担任がいない。空いた先生方のほうが交代交代に入っていって指導をしている。しかし、それだけでは十分じゃないものだから。
学校教育課参事	私の知っている範囲では、豊見城中のウイングに配置だけですね。
4番委員	前からそうでしたね。その辺もやっぱり必要かなという、特に豊見城

	市のほうが心因性の不登校が結構いたものですから、非常に痛感しましたね。そのときも各学校の校長からは適応指導教室のほうにも加配教員を配置してほしいと僕らのほうにもあったんですけども。
教育長	ただ、我々がちょっと申し上げにくいのは、やっぱり教師の枠というものは市町村で決められる枠とは別物になってしまうんですね。この辺があって、なかなか進まないというのが現実です。
4番委員	これは県のほうにも要望して、指導主事の枠もそうですが、豊見城市のほうを見たら指導主事の数が少ないと。これも本当要員は絶対必要だろうと。
教育長	そのとおりです。
4番委員	これは前から感じていました。来たときから、何で豊見城はって。それを含めて、また増員できるように頑張ってほしいと思います。
教育長	じゃあ今回、教育委員会の中で指導主事を増やす要望があったということでの、今後対応してよろしいですか。もしそういう皆さんのお了解が得られるなら…。どうぞ。
2番委員	この教員を増やすのは、前からどこの学校も要望あると思うんだけど、定数法があつて難しいと思うのよね。定数法でもう決まっていて、だから県が派遣したくてもできない部分もあるんじゃないかなと思うんだけど、何か入っていかんと難しくないかな。
4番委員	確かに定数法があるから指導主事も、こっちを2あげたら、こっちを取らんといけんという、そういうまた問題があったので難しいんですけども、ただ豊見城市はもっと必要じゃないかなと感じます。ぜひそれも。
教育長	じゃあ今後何かありましたら、増やしてほしいという苦情を上げたいと思います。
3番委員	ぜひよろしくお願ひします。
教育長	はい、分かりました。ほかにありますか。
3番委員	もし指導主事2人が、この会計年度任用職員として2人が厳しいときは、県からの…。
教育長	今は指導主事の本務職員を増やす話です。
3番委員	ですよね。
教育長	はい。今2人いるのを3名に。1人増やすとしたら3名になりますよという意味です。■先生は会計年度任用職員で、うちの会計任用職員としていますけど、それとは別の意味で本務職員の3人体制プラス今的内容。そうしないと業務改善が進まないのかなという思いがありますので、そういう話ですね、私が思っているのは。

3番委員	<p>この文章を読んだときにちょっと気になつたので、今お話をさせてもらいましたが、1ページ。はい、分かりました。ぜひよろしくお願ひします。</p> <p>あとは役所の本務の職員が、例え…ごめんなさいね。私事になるんだけど、私が委員会にいたときの [REDACTED] さんとか、あるいは今新しく課ができる、その班長をしている、同じ [REDACTED] さんがいた席は非常に重要な席なんですけれども、悲しいかな。この席が今はどなたもいらっしゃらなくて、これはどうかなと思っているので、そこには役所の本務の職員がいるべき席はぜひ必要だなど。いろんな書類とか、いろんな文章とか、そういうきちんとしたものの管理というところで、私とか、その会計年度の職員で対応できることとできないことと/or/はあるので、あの位置というのはぜひ確保していただけると安心して仕事もできるかな。あるいは業務の…、当時は予算も全部この方が対応していたらしくて、非常にアップアップした状況だったという話を後で聞きましたけれども、それは今回も新しく業務改善というのか、その班の編成の中でおよそ割り振られているとも聞いているんですが、ただあの位置はぜひ置けるのであれば、そのほうもしていただければと。</p>
教育部長	昨年からですね、実は県内11市の中の教育委員会の正規職員の人数、これについては一番少ないんですね。11市の中で。機構改革、要するに新しく機構を変えるということで教育総務課ができました。次は、その人数を増やさんといかんだろうということを考えておりまして、今の件も含めて課に配置ではなくて、それぞれの全ての班を見て、今、伸子先生がおっしゃったもの等も含めて、提案としては出してあります。
3番委員	ありがとうございます。
教育部長	全体で一応教育委員会は7名ぐらいは増やしたいということがあつて、何名増やすのかということで、今、僕の案で了解をもらって出しているんですけど、ただやはり職員配置、市全体の組織を見ての配置になってくるので、これも今後どうなるかというのも今の時点ではお答えはできない。
3番委員	でも要望として出すというのは、とてもありがたいなと思います。
教育長	2年ぐらい前も職員、定数について南部市町村と比べたら、うちは一番少ないところよりも10名も少なかったです。
3番委員	少ないですよね。児童生徒はこんなに多いし、指導班の役目ってかなり大きいかなと思うんですけど。
教育長	じゃあ、そういう方向で取組させていただきます。
3番委員	はい、よろしくお願ひします。

教育長	ほかにありますか。はい、どうぞ。
4番委員	プラスアルファーですけれども、35人学級が決まつたんですけれども、どうしてもやっぱり沖縄の場合はいろんな問題があるので、どうしても30人学級のほうにもっていかんといけんだろうと。どうすれば財務省を説得できるかという、財務省の職員に沖縄に来て学校訪問をしてほしんなと思ったりもするんですが、とにかく予算をどんどん増やしてほしいというのが強い願いですが、もうしばらくは、2025年までは中学校は40人学級が維持されるようですので、ちょっと不満はあるんですが、もう致し方ないのかなと。少し前進したんですが、また次につながるような取組も必要かなと。
教育総務課長	中学校に関しては1年生が35人学級になっています。2年、3年についても県の施策展開の中で35名に持っていくという話は今出でておりますが、正式に決定は受けておりません。ただ、その方向が多分ここ一、二年の間で実現できるかなと思うんですが、その先の30人はちょっと…、いろんな課題も本市は抱えております。教室数の問題だとかいろんなことがありますので、35人には、ここ一、二年の間で進んでいくかなというふうに今理解をしているところです。
4番委員	これは豊見城だけじゃなくて、全県？
教育総務課長	はい。県として、そういう動かしをやっていると。市町村の要望に対して実施していく旨の回答がなされているというふうに聞いております。
4番委員	はい、ありがとうございます。いい話を聞きました。
教育長	ちょっとがっくりさせたら困るけど、教室数が今課題なんですよ。
4番委員	これに付随して、これが大きなまた問題に。
教育部長	生徒数は増えていますので、教室数を増やしたらトイレも増やさないといけないんですよ。
4番委員	敷地がない？ 今度は。
教育長	どうですか。もう進めてよろしいですか。 (「はい」と呼ぶ者あり)
4番委員	頑張ってください。
教育長	それでは議案第4号 令和4年度文教施策と予算に関する要望調査について、提案どおり決定したいと思いますがよろしいでしょうか。 (「はい」と呼ぶ者あり)
教育総務課長	ありがとうございます。
教育長	議案のほうは以上で終わりなんで、あと事務局より説明をお願いします。

文化課長	<p>文化課長から説明いたします。よろしくお願ひします。報告事項で上げさせていただいていますけど、令和2年10月23日に開催された令和2年第14回定例教育委員会の議案第30号にて提出された「豊見城市指定有形文化財（考古資料）の指定について（答申）」というのを別紙のとおり一部修正しましたので、報告したいと思います。</p> <p>修正理由として、答申の中の5番の審議結果のほうで、「現段階において沖縄県内において呪術的要素が見受けられる唯一の「土製品」と思われる重要な資料であることから、豊見城市有形文化財として指定することが望ましい」ということを根拠にして、教育委員会のほうで市の有形文化財として指定しました。土馬のほうですね。土でできた土馬のほう、頭とか足がなかつたり、その件です。しかし、指定後において1991年12月の県内の新聞報道によりまして、南城市（旧玉城村）の糸数城址にて「土馬」の出土事例が掲載されていたことが判明し、「沖縄県内において呪術的要素が見受けられる唯一の「土製品」ではないということが確認されました。そのことについて、文化財保護審議会の会長へ報告しまして、審議結果を一部修正することとなりましたので報告しております。</p> <p>次のページですね。これが答申についていた別紙のほうになりますけれども、下の3行ですね。「現段階において」から最後まで。これは「唯一の「土製品」と思われる」としておりますけれども、修正後が「呪術的要素が見受けられる「土製品」は沖縄県内において希少な資料であることから豊見城市有形文化財として指定することが望ましい」ということで修正されましたので報告しておきまして、あとついているのが、今年指定されたということで新報、タイムスの記事ですね。1991年の新報、タイムスの記事も添付しております。</p> <p>それと経過としましては、指定した後に12月になって新聞社の取材を受けました。そのときに新聞社のほうから、過去の記事を検索したら糸数城址から出たという記事がある旨の指摘がありましたので、南城市教育委員会のほうまで出向きました。現物も確認して、向こうの教育委員会とも確認して、同じ土馬であると。似たような呪術的要素があると。南市の教育委員会は、当時糸数城址の整備事業に関する中間報告として口頭で行ったのみで、現在も資料整理中として調査報告書はいまだに発刊はされていません。本市は2019年度より市の指定文化財に指定することを検討する中、先行研究部や他市町村で出土事例があるか、発掘調査報告書を基に確認をしておりましたけれども、その過程では出土事例がなかったので県内唯一と思われるということにしておりました。実際はあったということで、希少な資料ということで、今でもこの2例</p>
------	---

	しか事例は見当たりませんので、特に指定することについて問題はないでしょうということで、文化財保護審議会会长は審議結果を後ほど修正したということになりました。以上です。
教育長	ただいま提案のありましたとおり修正ということで、承認してよろしいでしようか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	それでは承認として対応したいと思います。 次に事務局のほう、お願ひします。
教育総務課総務班長	では令和2年度市町村教育委員会教育長・教育委員研修会について、ご案内させていただきたいと思います。 かがみ文のほうに事務連絡ということで添付させていただいていますが、今回こちらの研修会が、会場が沖縄市にある総合教育センターということで県の施設になっておりますが、入場制限が設けられてまして、各市町村から2名までということになっておりまして、また午後の開催になりますし、沖縄市ということもありまして、豊見城市のほうにつきましてはWEB視聴ということで希望を出しております。こちらのほうはインターネット環境が整備されているご家庭であれば視聴が可能でありますということでの、県のほうからの通知文がありましたので、もしご家庭で視聴したいという方につきましても、ご家庭で視聴していただきまして、もしちょっと環境が整っていないということであれば、私たちも教育長のお部屋でこちらのほうを視聴できるように設定はさせていただきますので、そのご案内ということで今回事務連絡で、ご案内させていただいて、当時の午後1時までに来ていただければ、視聴できるようにさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。 以上、ご案内になります。
教育総務課長	ごめんなさい。通知、「令和元年度」となっていますが、「2年度」の間違います。申し訳ありません。おわびして訂正いたします。
教育長	これ、日時をもう一回はっきり。
教育総務課総務班長	日時が令和3年2月9日、火曜日の13時30分からということになっておりますので、2月9日、火曜日の13時までに教育長室にお集まりいただければと思っております。
教育長	一応私の部屋でセットして準備していますので、もし時間があれば私のほうに来てください。
4番委員	県総合に行きたかったんですが、残念でしたね。了解しました。
2番委員	すみません、もう一回確認。この県総合が教育長室ができるわけね。
教育長	そうです、そうです。

2番委員	分かりました。
4番委員	これは自宅でも可能って言っていましたけれども、簡単に見れるんですか。
教育総務課総務班長	後日インターネットのホームページ、閲覧できるパスワード等は2月5日に市町村教育委員会のほうに通知しますということになっていますので、それを見てまたご案内させていただきたいと思います。
4番委員	ありがとうございます。
教育長	次、はい。
学校教育課参事	すみません。令和2年度小中学校卒業式及び令和3年度の小中学校の入学式についてです。これまでであれば教育委員会として市内小中学校、役割分担をしながら、皆さん分かれて各学校でお祝いをしているところなんですが、どうしてもこのコロナ禍の影響ということで大変申し訳ないんですけども、今年度の卒業式及び4月にあります入学式については参加を今回控えていきたいということで、ご了承のほうをお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。
3番委員	4月もですか。様子を見るということはないわけですね。
4番委員	これは決定ですか。その方向で検討していると、最終決定ですね。了解しました。
教育部長	続けてよろしいですか。
教育長	はい、どうぞ。
教育部長	では令和3年度当初予算の一次内示についてということで、お手元に当初予算復活要求書（部長等ヒアリング用）、右のほうに行くと各課、担当課が明記されております。様式が、部長等ヒアリング用と財政課再審査用という両方あるんですけど、重要なのが部長等ヒアリング用になっていますので、そこから説明をさせていただきたいと思います。 まず予算の一次内示については、1月13日でしたか、一次内示がございました。その内示を受けて、こういう調書を作つて市長、副市長への説明とか、財政課とのヒアリング等は全て終了をしております。2月の上旬には、最終内示が出てくるものだろうというふうに見ております。このペーパーの説明に入る前に、これは全体的な話です。役所全体の話です。教育委員会も含めて役所全体の話なんですけど、会計年度任用職員、人件費等、あと正規職員の人件費等については、今全てが保留になっています。何名配置されているかというのは分かりません。それで我々は、会計年度任用職員については各課の要求どおりつけてくださいというお願いをしてありますので、この中に情報として入れております。それが、まず教育総務課の1枚目の情報教育派遣補助員なんですね。これ

はG I G Aスクールで端末を生徒1人に1台ずつということになりますので、学校は新たに、教育の環境が変わってくるわけなんですね。そのときに、こういった操作をスムーズにできるように各校に1人ずつ11名、現在は4名おります。それを各校に1人ずつ配置できるようにやっていきたいという予算要求でございます。それから下の備品については、年々子どもたちの数も増えて、また先生方の数も増える中で、校務支援用のパソコン。それから、この校務支援用のパソコンについては平成25年ぐらいの、もう古いやつだったりするんですね。そういうのを替えていくと。あと電子黒板等、教室が増えてきた分の追加ということになっています。これが教育総務課になります。

ページをめくっていただいて、右上のほうに課名が書かれておりますので、ここを見ながら開けていただければ助かります。学校教育課でございます。学校教育課の1ページ目、大丈夫ですか。では学校教育課の1ページ目の事務管理経費ということで、これは先ほど少しお話があつたのかな。指導班に会計年度任用職員の採用をする。これはさっきも言ったように、全体的にこの予算に提示されていないものだから、あえて入れてあります。あと適応指導教室、そこもしっかり配置したいという内容になっております。それからその下のほうなんですけれども、事業名が書かれていませんが、これはA E D、今各職員室には1台ずつ配置されているんですが、今年でしたか、ちょっとA E Dを使うような事案が発生したことから、体育館にも設置をしたいということで要求をしているところでございます。

次にめくっていただいて、次に就学援助でございます。小学校、中学校を併せてですね。生活保護を受ける、生活保護のこの基準額があります。基準額があつて、当然これは生活保護を受ける人たちがいるんですけど、この1.3倍をした部分については準要保護ということで、これもうちのほうで手当をしております。それを今1.4のこの部分、これについては給食費だけは手当をしております。この1.4を1.5にしようということで予算要求をしているところでございます。

次に、めくっていただいて事務管理経費の小学校費なんんですけど、これは市単独の独自の学力テストの話なんですが、1年から3年生の分まで切られているので、いやいや、違いますよねと。継続した水準を維持するためには、これは必要ですよということで、これについても要求、お願いをしているところでございます。

次めくっていただいて、右上のほうに学校教育課学校給食班というのあります。これもまた会計年度任用職員の話ですが、各学校に給食の

徴収員等がおりますので、それも要求どおりつけてくれということで書いてあります。

下は公用車購入と書かれています。今、公用車は1台、給食センターは持っていて、その先生方が食育で各学校を回ったりするときに使っているんですが、天井に穴が開いて水漏れするんですね。それで買い替えたいということで一応要求はしているんですが、現時点では内示額0です。

めくっていただいて、これも学校給食班。ここは学校給食の運営事業の消耗品とか、大きな備品、ボイラー用の燃料費、なければこれはきれいに作れないですから、当然これは確保するということで考えています。あと消耗品と備品なんですが、やはり子どもの数が増えていくに当たって、食器の数も揃えないといけないわけなんです。それと箸を買おうというのがあって、今現在の型がもう古くなって、販売されていないのかな。新しいやつを入れないといけないということもあって、消耗品とか備品のほうも計上しております。

次めくっていただいて、学校給食費保護者支援事業ということで、今年度は5,300万円を投入して、栄養素がこれまで80%台だったのを100%に近づけようということで、その事業を行っております。次年度も栄養素を100%確保するために、物価上昇分、それも加味させて要求しているところなんですが、今年度、現時点ではついていないということですね。これについては物価上昇も話はしたんですけど、食材をもう少し安く購入できる手法もないのかなと。そういうところの工夫も必要かなと、それとの合わせ技で少しやっていきたいというふうに思っております。

次開けていただいて、ここも学校給食班なんんですけど、学校給食費会計システム導入事業ということで、今、私会計なんですね。校長先生の管理下の下、私会計。要するに市の予算に入っていますから、こういう調書には出てこないんですね。それをこういう調書に出てくる公会計、公の会計に移そうということで令和4年を現在目指しております。それにはこのシステムがどうしても必要なんで、その導入事業を図っていくこうということで、今回これは保留になっているんですけど、文科省も公会計に向けての提言なんかがあつたりするわけですから、令和4年に向けて、これはしっかりと予算確保をしていきたいというふうに思っております。

次の右上に学校施設課というふうに書かれているところをお開けください。学校施設課の1枚目でございます。ここも施設管理経費というこ

とで、これも会計年度任用職員なんですね。今2人の営繕職員がおります。学校から相当重宝されていて、これもしっかりと確保していきたいというふうに考えております。それから下に駐車料金の管理システム導入、これは何かと言いますと、実は行政改革アクションプランというものが市のほうにあって、行政サービスの質の向上とか、財政マネジメントの強化、行政運営の信頼確保とか、四十数項目を外部の審議員の先生方が中身をチェックして、こういうふうにしなさいということの提言などを受けながら、答申を受けながら、行政改革アクションプランというのをつくっておりまます。これは行財政改革の一環です。その中で、学校の先生方に駐車料金を取ると。那覇市、浦添市、あとどこか別のところがやっているらしいんですけど、そういう方向で、これを令和4年度に実施するという前提で、今回アクションプランの中で位置づけがされたので、これも管理システムが必要だなど。実は市の職員ではないものですから、学校の先生方は。給料天引きって簡単にできないもので、いろんな仕組みをつくらんといかんことがあって、その辺も検討をしながらやっていきたいというふうに考えております。

次、右上に生涯学習振興課と書かれた1ページを開けてください。まず生涯学習振興課についても、最初に書かれているのは会計年度任用職員の件でございます。下のほうに、子ども会県外研修補助金というのがございます。これは現在の美郷町、旧北郷村との盟約に基づいて、交流事業をずっとやってきているんですね。昨年度はコロナの関係でできなかつた事業です。これは基本的に小学校5年生を対象にやっておりました。次年度は、今年度できなかつた5年生が6年生に上がりますけど、6年生も5年生も一緒にやりたいなということを、この部会からも提案を受けて予算を計上させてもらいました。受入れについては、受入れというのは向こうから沖縄に来るんですね。こちらで受け入れるには6年生、5年生、満額ついているんですが、県外に派遣する分については6年生の分がついていないんですね。それは違うだろうということで、これも一応満額要求していこうというふうに思っております。

次に開けていただき2ページ、水泳教室委託料、ゼロ査定になっているんですが、これは実は中央公民館で抽選会をするぐらいすごい人気の教室で、これを止めるわけにはいかんと思っていますので、これもやっていきたいというふうに思っています。それから市体育協会の補助金についてです。これについては財政課とのヒアリングの中で、私のほうからは、このコロナ禍の1年間の中で次年度に向けて10分の1の業務が減ったというふうには考えられないと。10分の1の分を減らす理由は何

かというところは確認をさせてもらいました。実は令和3年度に向けての市の予算が、人件費等を除く、大きい経費等を除く、当たり前に使わんといかん経費を除く部分で、市全体で25%の削減なんですね。教育委員会だけで26%の削減なんですね。そういう意味で内諾があって、体育協会、観光協会、シルバーには職員を派遣しておるんですが、補助金もかなり1,000万円単位で大きいところ、残りについては一律10%カットということの説明がありました。

次開けていただきて、児童生徒オリンピック事業、これについても内示がゼロなんですが、これについては基本的に児童生徒オリンピックというのは選手権ではないんですね。島尻地区とか県大会とか、選ばれた選手が出ていくものではなくて、そういう活躍の場を提供するんです。この一環でやっているんで、これについては予算づけをしっかりとやっていただきたいと。ただ、内容に高度な計測器、要するに人の数を減らして計測できる計測器なんかが入っているんですね。これは何かと言ったらコロナ対策で、要するに決勝審判なんかもずらつと並んだりしますよね。ああいうのも少なくしながら、こういう高度な計測器を使ってやりたいなという、ここから予算を入れているんですけど、この辺ですね。児童生徒オリンピックのあり方みたいな話が出たものですから、その辺も一応説明はしております。

あと4ページ開けてください。修繕費のところですね。瀬長島野球場のネットがかなり老朽化しているということで、これの整備もしっかりとつけてくれということでお願いをしてあります。それから与根体育施設の管理委託業務と除草、これについては先ほどの条例と関係してくるんですね。今回条例を提案している中で、まず基本的に計上しておいて条例が可決されたら落としてもいいんじゃないかということの提案をさせてもらいました。財政あたりからはやはり条例上、提出すると争うことになるというような話もあって、これについてはちょっと議会の結果を見て、ここは動こうかなと思っています。

次は、与根体育施設の投光器の撤去、これも保留です。これも争ってはおりません。これは何をするかと言ったら、陸上競技場が暗いものですから、与根の撤去ができるんであれば陸上競技場に持っていくて使いたいなという考え方でやっていますので、これも保留です。

6ページですね。スポーツ少年団の派遣費、これは物価等の上昇も踏まえなんんですけど、それも15万円つけてくれんかということでお願いをしてあります。

次7ページ、中央図書館駐車場整備事業ということで、実は中央図書

	<p>館の美術室のところに道路等は接道していない、要するに建築ができないような市有財産があるんですね。遊んでいるものですから、であれば中央図書館の駐車場がちょっと狭いんですよ。一台一台のスペースも。それでこういう整備ができるのかということで上げております。</p> <p>8ページ、図書館は司書の皆さんは会計年度任用職員なので、しっかりこれはつけていただきたいというふうに思います。</p> <p>次、最後になります。文化課になります。右上に文化課と書かれているページをお開きください。1枚目は、同じく会計年度任用職員についての要求でございます。</p> <p>2枚目をお開きください。市文化協会補助金ということで10万円削られているんですね。これについては令和4年度に国民文化祭というのがあるんですね。スポーツで言えば国体みたいなやつです。それを沖縄県でも、それぞれの市町村で割り振って、いろんなメニューをやっていかないといけない。そういう準備を次年度はあつたりするわけなんですね。そういう中で予算額をつけるということはやっていただきたいということで、財政課のほうにはお願いをしてあります。</p> <p>それから次のページで、文化財保管プレハブリース料ということになります。教育委員会のほうから財政当局に対して、プレハブをもう一括で、リースではなくて買取りで設置したほうが安くつくから予算でやつてくれとお願いをしたところなんですが、リースにしてくれんかという話がありまして、今、リースの計算を見直して財政課のほうには提出しております。今回も文化財、民具の提供があってですね、それを中央図書館の1つの会議室を潰して、いっぱいそこに入れているんですよ。それぞれ場所がないということで、そこでプレハブ設置をしたいなということで計画はしております。</p> <p>まず一次内示で出てきたのは以上でございます。あとは財政課提出用というのもありますので、これもお目通しのほど、よろしくお願ひします。私のほうからは以上です。</p>
教育長	ちょっと補足なんですけれども、駐車場の駐車料金、学校の駐車場については、最終的には教育委員会で決定という形に手続上はなると思うんですよ。ですからその辺は慎重に皆さんの方も、周囲の情報収集も併せて考えられていてください。教育委員会で決定しないと進められませんので、要するに徴収できないんですよ。たしかそうだよね。この辺はですから…。
教育部長	設置条例をつくらんといかんはずですから。
教育長	ちょっとぐらい時間はありますから。頭には入れていてください。

4番委員	職員から相当不満はあります。
教育長	ですから金額は教育委員会のほうでの手続になるそうなんで、どうぞその辺はまた対応も含めて、意見があつていいと思います。
3番委員	すみません、一点だけ。文化課の最後の説明の中に、米印で下のほうに「プレハブ建設ができない場合は歴史民俗資料展示室を閉室し」とあるんですけど、もし閉室したら展示室がなくなるということですね。
文化課長	プレハブができなければ、それも検討しないといけないなということは、一応は言ってはみたいと。
3番委員	じゃあぜひプレハブ建設をやっていただきて、結構いろんな展示がされているので、私も時々、その職員にもお世話になつたり、役所の職員も…、役所というか教育委員会の職員もしていましたので、ぜひ。
教育総務課長	日程には入っておりませんがご存じのとおり、今、教育委員会で継続している裁判があります。小学校のお子様が自死したことに伴つての裁判がある程度動き出してきておりますので、現時点での状況をご説明申し上げたいと思います。ちょっと資料をお配りしたいと思います。
教育長	資料を配りますので、内容読んでいただいて、後でまた次の段階で進むという形で概要だけは説明しますので、何か気になるようでしたら、次の段階でまた持つてこられて、質問もしていただければ。
	(反訳なし)
教育長	お諮りします。審議の内容については、会議録から削除するということで了解をお願いします。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	ありがとうございます。
教育総務課長	あとご質問がありましたら、また次回見ていただきて、ちょっと分かれづらいところもございますので、見ていただいた上でご質問があれば次回、意見交換の場面等でお答えをしたいと思っております。よろしくお願いします。
教育総務課総務班長	では最後に次回の定例教育委員会の日程ですが、2月24日水曜日の13時30分からということでお願いしたいと思います。
教育部長	議事録はどうするの？ 実名になったという話をよく聞くけど。
教育総務課総務班長	そうですね。今ほかの市町村等の議事録等を確認して、最近国のほうから教育委員会、この新教育長制度になって、全国の市町村がどういう対応をしているかというデータが示されていて、その中で大分議事録の公開も進んでいるという中で、私の方もいろいろこれまで各市町村のものを見てきたんですが、やはり議会と同じ対応というのをよく聞かされておりまして、ほかの市町村の担当からも。やはり実名で委員の名前

	を公開しているところがほとんどなんですね。今まで、ちょっと私なんかのほうは委員の名前は番号で示させていただいていたんですが、ほかの市町村を見ると、市町村議会と同じような形で、実名で公開されていますので、今回からちょっと実名で。
教育部長	今回から？
教育総務課総務班長	1月、今年からでも。これからちょっと会議録を作っていくという形にはなるんですが、もしよろしければ今後実名でということで考えてはいます。
3番委員	これは全国的にそうだということですか。
教育総務課総務班長	そうですね。他府県の会議録等も全て実名で公開されているというのがほとんどではあります。
3番委員	実名でなかった理由があったわけですよね。これまでね。
教育総務課総務班長	はい。これまでちょっと、本市の場合は育英会の審議をやっています。ほかの市町村は、育英会は別団体という扱いで審議をしていて、教育委員会で諮るというところがなかなか少ない状況があります。那覇市だつたり、北谷だつたり、沖縄市だつたり、別団体という認識で会議を開いていて、本市の場合は、育英会の場合は教育委員会で決定するということになっておりますので、そういう部分がちょっと個人情報等も絡んでいて、いろいろ意見が出しづらいんではなかろうかということで番号での明記にさせていただいていたんですが、ほかの市町村を見ると実名で。
4番委員	特に問題はないと思うので、他の市町村に合わせていいんじゃないですか。
教育長	いいですか。それとも1か月ずらします？ どっちでも構わないです。特に。
教育総務課総務班長	いつからということで、またお話をあれば。
教育部長	そうですね。急な提案ですから、今回ということじゃなくて、次回からでもいいのかなと思ったものだから確認をしていたということですね。
2番委員	だから今回でもいい、次回でもいい。特に名前を出すことで何もないと思いますけど。
教育総務課総務班長	分かりました。ありがとうございます。
教育長	では次回の定例教育委員会は2月24日水曜日の13時30分から。よろしくお願ひします。
4番委員	その前に教育委員会のWEB配信のアンケートは、今日提出ですよね。
教育総務課総務班長	はい、そうですね。もしお手持ちであれば。

4番委員	<p>それと例の学習塾での飲酒の件が、その後どうなっているのか。それのほうの報告を。だからその状況が分からぬものですから、その説明もしてほしいんですけど。</p> <p>それと11月27日の教育委員会の前日に、職員にコロナが出たので会議は延期しますということだったんですが、実際にコロナというのはその後どうなったのか。実際にあって、この辺も状況を把握したいと思います。</p> <p>もう一点、2019年度の問題行動等が新聞等で全国のものが発表されましたけれども、本市の状況がどうなっているのか。その辺もちょっと説明があれば、ありがとうございます。</p>
教育部長	教育長、よろしいですか。
教育長	はい、どうぞ。
教育部長	飲酒の件については、手元に今ちょっと情報が入っていないみたいなんで、確認してから次回でもよろしいですか。
4番委員	はい、いいですよ。
教育部長	<p>はい。2番目のコロナの件については、教育委員会の職員が濃厚接触ということになったんですけど、PCR検査を受けたら陰性でした。今現在、生涯学習振興課には会計年度任用職員で1人の方が陽性で判明している。学校にも職員にも濃厚接触者はいないということで、今自宅待機をさせている。この一点だけがあります。</p> <p>3番目の問題行動、資料を作ってから次回…。</p>
4番委員	できたら、県のは発表してあったんだが、豊見市の特に不登校とか、そういったものがどれぐらいいるのかとか、もうここしばらく離れていくので、状況は。
教育部長	毎月校長会で報告している、資料ありますから。
4番委員	それがあればほしいですね。大分改善されているかもしれません。よろしくお願いします。
教育長	以上をもちまして、今日の会議を閉じたいと思います。

(署名欄)

教育長 照屋堅二

教育委員 安里基

